

関連資料集

平成20年12月8日(月)

情報通信審議会 情報通信政策部会
地上デジタル放送推進に関する検討委員会

関連資料集 目次

I 前提事項等関連資料

- 情報通信審議会第5次中間答申（抜粋） 2
- 総務省総合対策（抜粋） 4
- 受信機器購入等支援に係る予算要求の概要 5

II 検討課題関連資料

（支援対象世帯の範囲関連）

- 生活保護制度の概要 6
- 生活保護制度基本原理・原則 7
- 世帯単位の原則について 8
- 世帯類型、世帯人員及び年齢階級別の被保護世帯数等 9
- 保護の開始・廃止理由別構成比 10
- 住居の種類・受給期間別被保護世帯数 11
- 施設介護者数・平均入院日数 12
- 福祉事務所の概要 13

（個人情報保護関連）

- 個人情報保護法の概要 15
- 適正・安全な管理 16
- 実効性担保の仕組み 17

- プライバシーマーク制度の概要 18
- プライバシーマークの申請方法 19
- プライバシーマークの実施体制について 20

（段階別検討課題関連）

- 自治体の証明事務の手数料について 23
- 受信契約等の現状 25
- 受信契約単位の概要 26
- 受信料免除制度の概要 27
- 生活保護世帯がNHK受信料の免除を受けるための手順 29
- 地上デジタルテレビ放送のエリアの目安 30
- 簡易チューナーの機能等に関する検討結果 31
- 受信機の販売価格と推移、外付けチューナーの販売価格 34
- 一般的な「給付」と「貸与」（リース・レンタル）の比較 35
- アンテナ価格及び工事費用 36

情報通信審議会第5次中間答申(抜粋)

③受信機器購入等に対する支援

第4次中間答申でも指摘したとおり、デジタル放送の受信機器は、視聴者の自己負担により購入されることが原則である。

第4次中間答申では、この原則を前提として、「明らかな経済的な理由により、これまでアナログ放送を視聴していたにもかかわらずデジタル放送を視聴できなくなる世帯」について、支援を行う者を「経済的に困窮度が高いものとして認定された者等、厳密に限定」とするとともに、その支援対象についても「現在アナログ放送を受信している人が2011年以降も引き続きデジタル放送を視聴できるようにするための最小限の機能のものに限定」という考え方を基本として具体的検討を行うべき、という提言をしたところである。

当審議会としては、経済的な理由により、必要最小限の対応すらできず、テレビが視聴できなくなり、災害時も含めた必要な情報をこれまで得ていたのに得られなくなる事態が生じることのないよう、支援を行うことが適切と考える。これらの支援措置は、支援の対象者に対する周知、手続きに要する時間、テレビが見えなくなるのではないかと不安を除去する観点から、平成21(2009)年度から行うべきである。

支援の対象世帯については、

- ・ 所得や資産以外の基準で判断する（例えば、高齢者や障害者という基準）
- ・ 所得を基準として判断する（例えば、住民税非課税という基準）
- ・ 所得及び資産の両方を基準として判断する（例えば、生活保護世帯という基準）

が考えられるが、高齢者や障害者については、「経済的に困窮度が高い」世帯への支援とは異なる枠組みで受信機設置等へのサポート等を検討すべきであると考ええる。

また、一時的な経費であるデジタル化経費への支援について、各世帯におけるある年の所得基準のみで支援を行うこと（つまり保有資産の多寡にかかわらず支援を行うこと）には慎重であるべきである。一方で、この支援を行うためだけに、保有資産について新たな基準を設け、各世帯の資産の保有状況を確認することは現実的には極めて困難である。

したがって、既存の制度において、所得及び保有資産に厳格な基準を設けて運用されている制度を参考として、その範囲を決めることが適切と考えられる。

このような範囲としては、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する制度である「生活保護世帯」が最も適切であると考えられる。

(次ページに続く)

支援を行う際には、第4次中間答申で示したとおり、「これまでアナログ放送を視聴していた」ことが前提であり、放送法に義務付けられているNHKとの受信契約が締結されていることを確認した上で支援を行う必要があると考えられる。

また、支援の内容については、第4次中間答申で示したとおり、「引き続きデジタル放送を視聴できるようにするための最小限の機能のものに限定」すべきであることから、各世帯のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器等を「無償給付」することが適当である。具体的には、例えば、上記②の「簡易なチューナー」を支援対象世帯に1台ずつ無償給付するとともに、戸建住宅でアンテナ等の改修が必要不可欠な世帯については、室内アンテナの無償給付又はアンテナ等の無償改修を行うことが想定される。共同受信施設を利用している場合においては、当該共同受信施設の改修経費のうち、支援を受ける各世帯が負担する金額に相当する額を給付することが想定される。

なお、本中間答申では、「生活保護世帯」を受信機器購入等に対する支援の対象世帯とすべきことを提言しているが、「生活保護世帯」以外の世帯であっても、「④受信機設置等へのサポート」で提言するように、受信機設置等に関して特別にサポートが必要な世帯に対しては、適切なサポートを実施すべきであり、国においては、この点を十分に踏まえて、相談・支援体制の拡充を行う必要がある。

受信機器購入等に対する支援の方法については、「現金給付」、「クーポン給付」又は「現物給付」の3つの方法が考えられるが、「現金給付」はデジタル放送受信機とは別のものの購入に充てられる可能性があることから望ましくないと考えられる。また「クーポン給付」は偽造防止等の不正対策が課題になることから、「現物給付」で実施することを基本に、国において給付方法の具体的検討を行うべきである。なお、「現物給付」の場合には、簡易チューナーの一括発注が行われることになることから、「クーポン給付」よりも「②簡易なチューナーの開発・流通」で提言した簡易なチューナーの低廉化に資するものと考えられる。

支援を行うにあたっては、各世帯の意向を踏まえて支援を行う必要があることから、支援を希望する対象世帯からの申請によることが適当であると考え、対象世帯に支援時期、支援内容、支援方法等の情報が的確に伝わるよう、国は、NHK及び地方公共団体等の協力も得て、十分な周知活動に取り組むべきである。

審議会としては、国において、以上のような考え方を基本として、経済的に困窮度の高い世帯に対する支援を平成21（2009）年度から実施できるよう、具体的な支援の仕組み、方法等を検討するよう提言する。

地上デジタル放送推進総合対策（抜粋）

地上デジタル放送推進総合対策（平成20年7月24日総務省）

Ⅱ．受信側の取組

（1）簡易なチューナーの開発・流通の促進

アナログ受信機を使い続けることを望む国民のニーズに対応するため、現在広く普及しているアナログ受信機に接続してデジタル放送を視聴するための最小限の機能を有する簡易なチューナー等が早期に安価に（例：5千円以下の簡易なチューナー等が来年夏までに）市場に出回るよう取り組む。

（2）使いやすい機器の普及促進

デジタル放送の視聴者の裾野を広げていくため、デジタル放送を視聴するための機器に付属するリモコンについて、高齢者等にも使いやすい簡易な製品の開発やその普及推進、視聴者への周知啓発等が図られるよう、引き続き関係メーカー等に働きかける。

（3）経済的に困窮している方への支援

平成21年度から平成22年度にかけて、生活保護受給世帯に対し、受信機器購入等に係る支援を行う。

（4）高齢者・障がい者等への働きかけ、サポート

高齢者や障がい者等、特別にサポートが必要な世帯に対して、きめ細かく受信説明会を開催するとともに、個別に販売店や工事業者の紹介等を行うことにより、当該世帯が確実に地上放送のデジタル化に対応していただけるよう、サポートを行う。

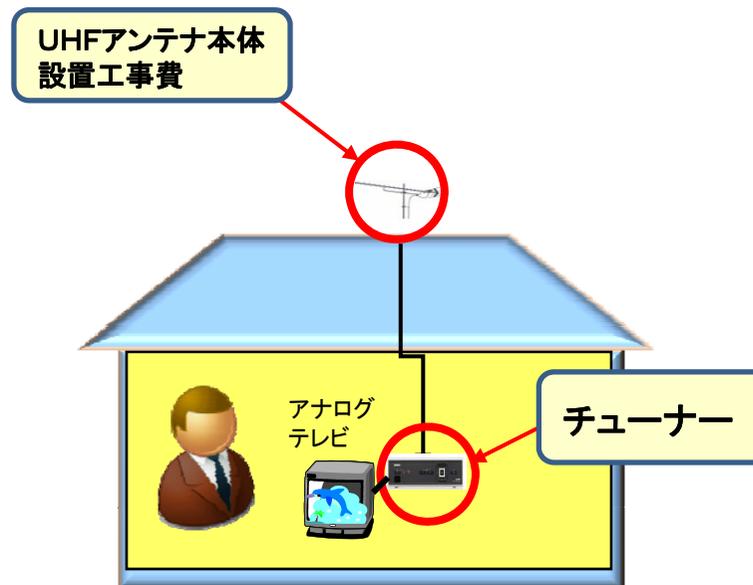
特に、要介護世帯や高齢者のみの世帯等については、戸別訪問により、地上放送のデジタル化への対応をサポートするとともに、対応状況を把握し、アナログ放送終了の前に、確実に対応を行っていただけるようにする。

受信機器購入等支援に係る予算要求の概要

地上アナログ放送から地上デジタル放送へ移行するに当たって、デジタル放送の受信機器については、視聴者の自己負担で購入することが前提であるが、地上デジタル放送が生活に必要な情報を提供していることにかんがみ、経済的に困窮度が高い世帯に対しては、各世帯のアナログテレビ一台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器の無償給付等を行う。

1 スキーム

- ① 実施主体 : 民間法人等
- ② 対象世帯 : 「生活保護世帯」のうち地上アナログ放送を視聴している世帯
- ③ 補助対象 : 簡易なチューナーを無償給付
 - ・ 戸建住宅でアンテナ等の改修が必要不可欠な世帯については、室内アンテナを無償給付又はアンテナ等を無償改修
 - ・ 共同受信施設を利用している場合には、その改修経費のうち、支援を受ける各世帯が負担する金額に相当する額を給付
 - ・ その他必要に応じて設置・操作説明を実施
- ④ 補助率 : 10/10



2 平成21年度所要額 約128億円

生活保護制度の概要

※ 厚生労働省ホームページより引用

○目的

生活に現に困窮している国民に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ること。

○対象者

- ・ 資産、能力等すべてを活用した上でも、生活に困窮する者を対象。
- ・ 困窮に至った理由は問わない。

※ 各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

○保護の実施機関

都道府県知事及び市町村長により設置される福祉事務所の長。

○保護適用後の調査及び指導

- ・ 世帯の実態に応じ、年2～12回の訪問調査を行う。
- ・ 収入・資産等の届出を義務付け、定期的に課税台帳との照合を実施する。
- ・ 就労の可能性のある者への就労指導を行う。

○保護の内容

- ・ 保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成。
- ・ 各扶助により、健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障している。扶助の基準は、厚生労働大臣が設定する。

※ 医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則。

【平成20年度生活扶助基準の例】

	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯(33歳、29歳、4歳)	167,170円	130,680円
高齢者単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	121,940円	94,500円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	166,160円	132,880円

※ 上記額に加えて、家賃、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。

○保護の要否の判定と支給される保護費

- ・ 厚生労働大臣が定める基準で測定される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に保護を適用する。最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給する。



- ・ 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とする生活保護法4条の規定から、収入としては、上記のほか預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後に、初めて保護適用となる。

生活保護制度基本原理・原則

※ 第1回社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会資料より引用

生活保護の基本原理

(1) 国家責任の原理(法第1条)

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(2) 無差別平等の原理(法第2条)

すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。

(3) 最低生活保障の原理(法第3条)

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

(4) 補足性の原理(法第4条)

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

生活保護の基本原則

(1) 申請保護の原則(法第7条)

保護は、要保護者、その扶養義務者又はその同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくとも必要な保護を行うことができる。

(2) 基準及び程度の原則(法第8条)

保護は、厚生労働大臣の定める基準によって測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。この基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これをこえないものでなければならない。

(3) 必要即応の原則(法第9条)

保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して有効かつ適切に行うものとする。

(4) 世帯単位の原則(法第10条)

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。ただし、これにより難しいときは、個人を単位として定めることができる。

世帯単位の原則について

原則

「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定める」(生活保護法第10条)

同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。

なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。

(昭和36年厚生事務次官通知(厚生省発社第123号)より抜粋)

○ 居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合の例

- (1) 出かせぎしている場合
- (2) 子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合
- (3) 行商又は勤務等の関係上、子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合
- (4) 病気治療のため病院等に入院又は入所(介護老人保健施設への入所に限る。)している場合

(昭和36年厚生省社会局長通知(社発第246号)に基づき作成)

例外

世帯を単位としてその要否及び程度を定めがたいときは、「個人を単位として定めることができる」

(生活保護法第10条ただし書)

○ 同一世帯に属していると認定されるが、世帯単位で取扱いをすることが法律の目的に適合しない場合(世帯分離)の例

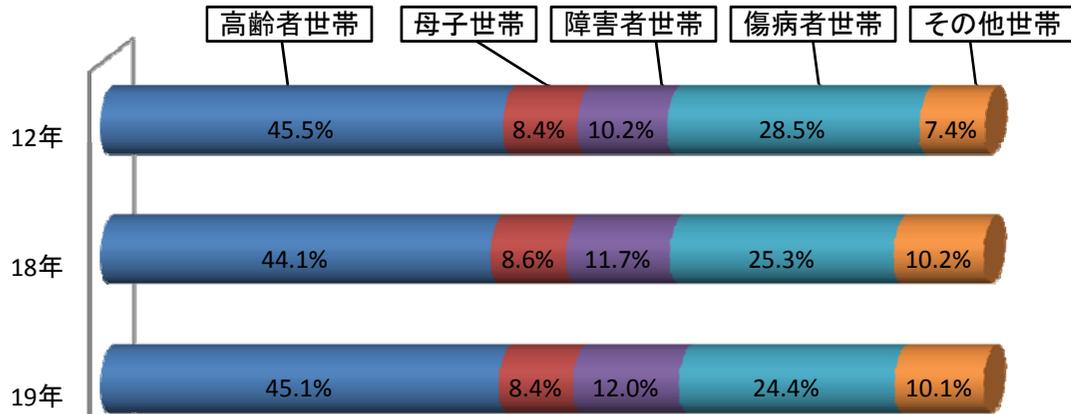
- (1) 世帯員のうちに、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合
- (2) 要保護者が自己に対し生活保持義務関係(※)にある者がいない世帯に転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき
- (3) 6か月以上の入院又は入所を要する患者等に対して出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係にない場合(世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)等の場合であって、その者を出身世帯員と同一世帯として認定することが出身世帯員の自立助長を著しく阻害すると認められるとき

(※)「生活保持義務関係」とは、夫婦間又は親の未成熟の子(中学3年以下の子をいう。)に対する関係をいう。

(昭和36年厚生省社会局長通知(社発第246号)に基づき作成)

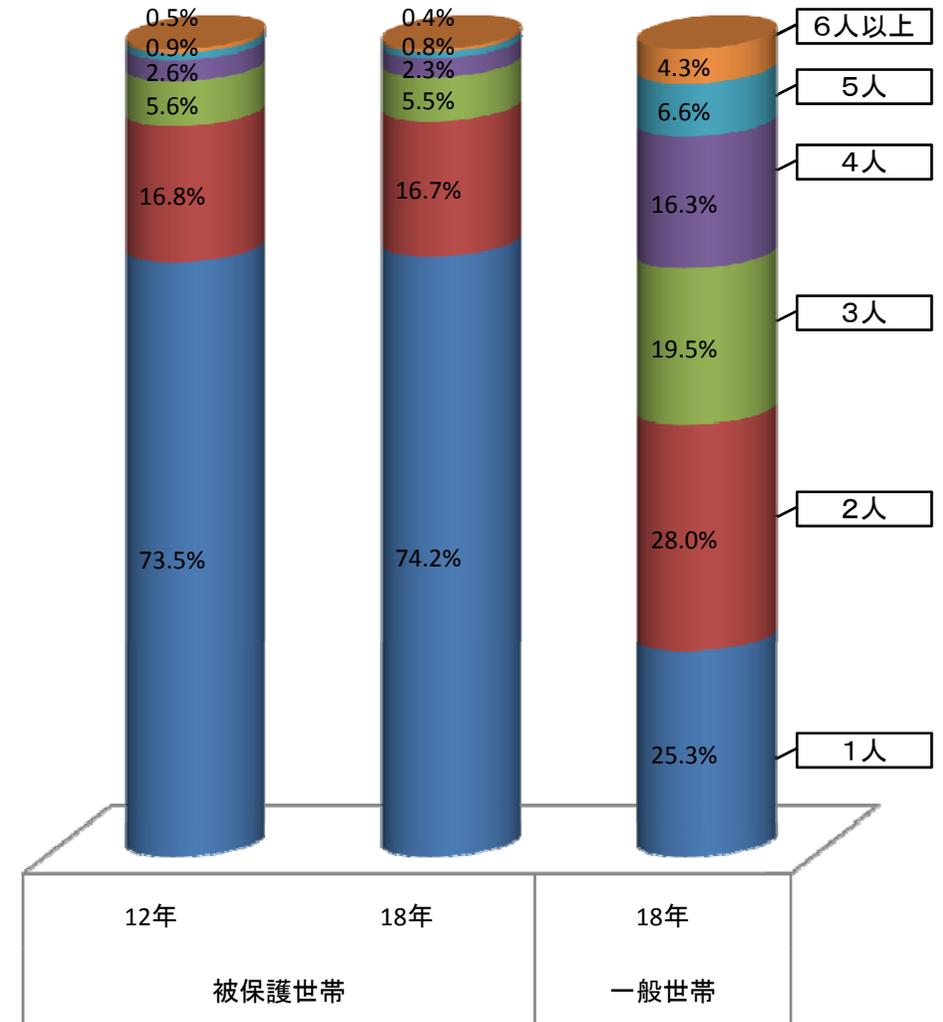
世帯類型、世帯人員及び年齢階級別の被保護世帯数等

世帯類型別被保護世帯数の構成比の推移

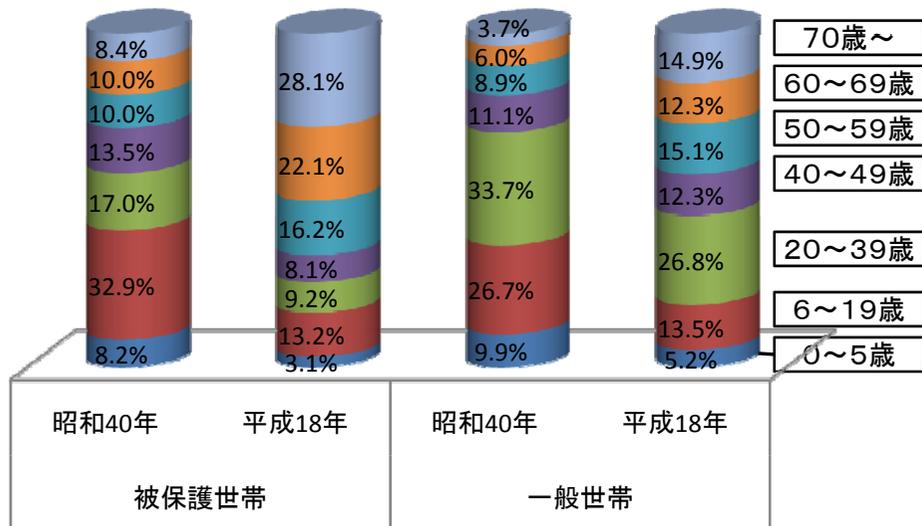


資料：福祉行政報告例

世帯人員別世帯数の構成比の推移



年齢階級別一般人口及び被保護人員の構成比

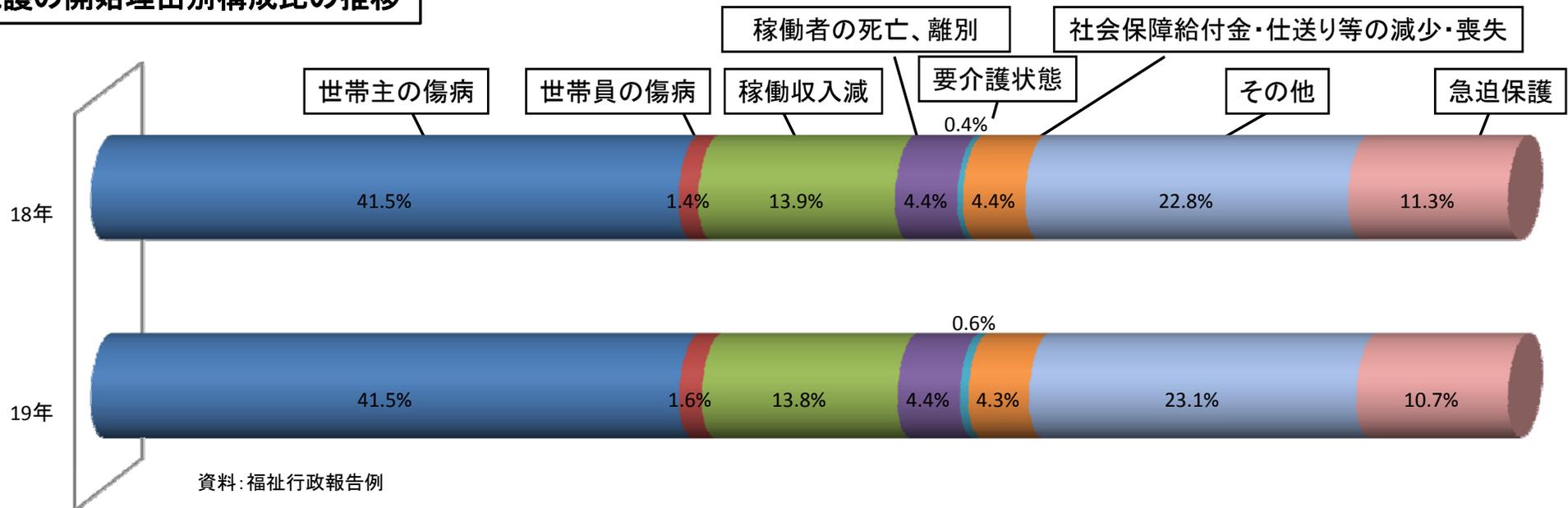


資料：被保護者全国一斉調査、総務庁「人口推計年報」

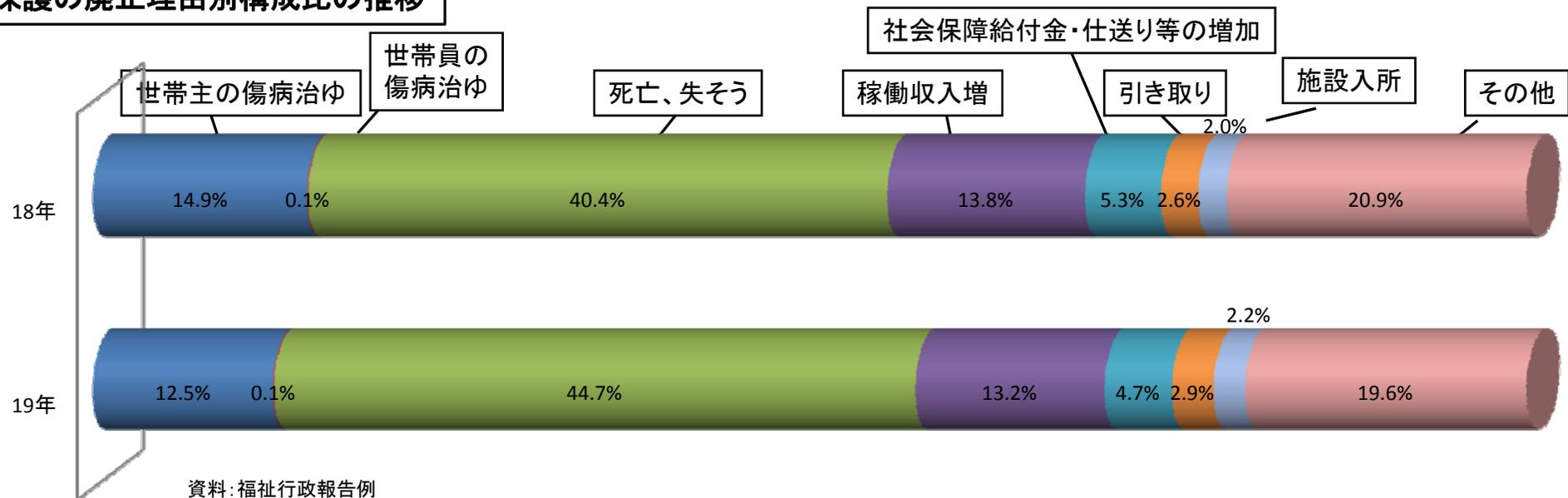
資料：被保護者全国一斉調査、国民生活基礎調査

保護の開始・廃止理由別構成比

保護の開始理由別構成比の推移

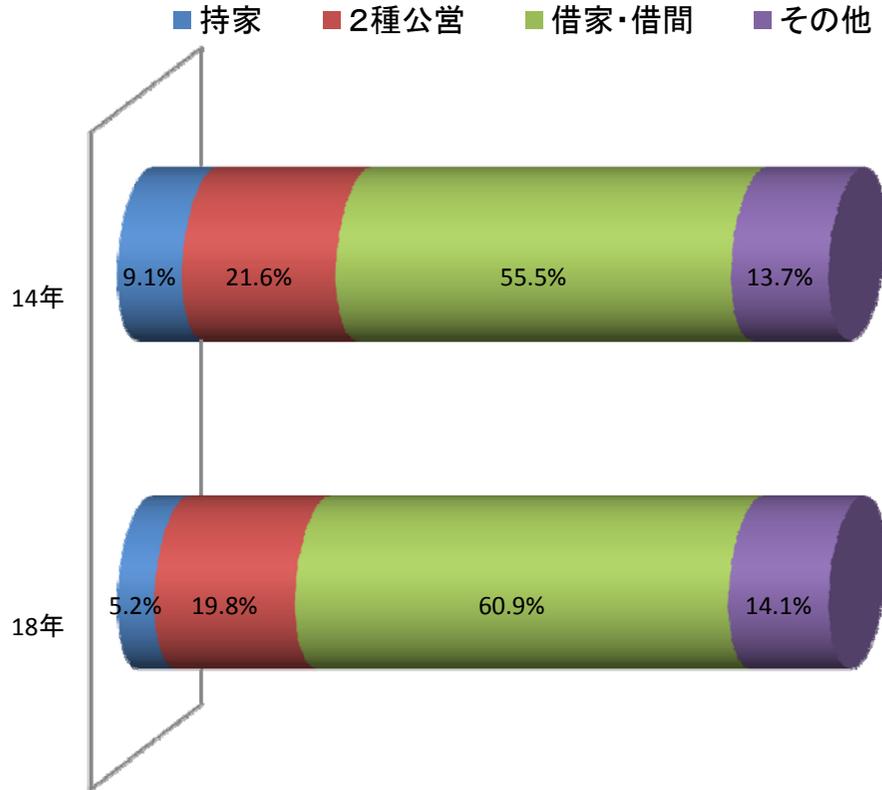


保護の廃止理由別構成比の推移



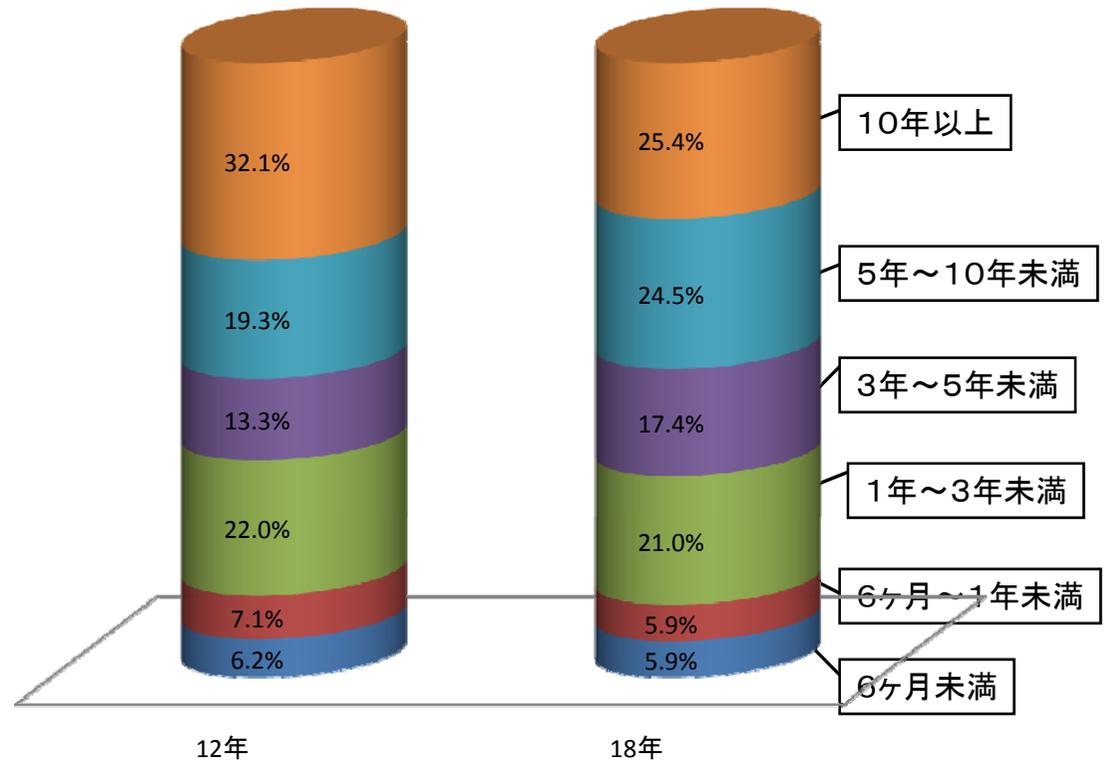
住居の種類・受給期間別被保護世帯数

住居の種類別被保護世帯数の構成比の推移



資料:被保護者全国一斉調査

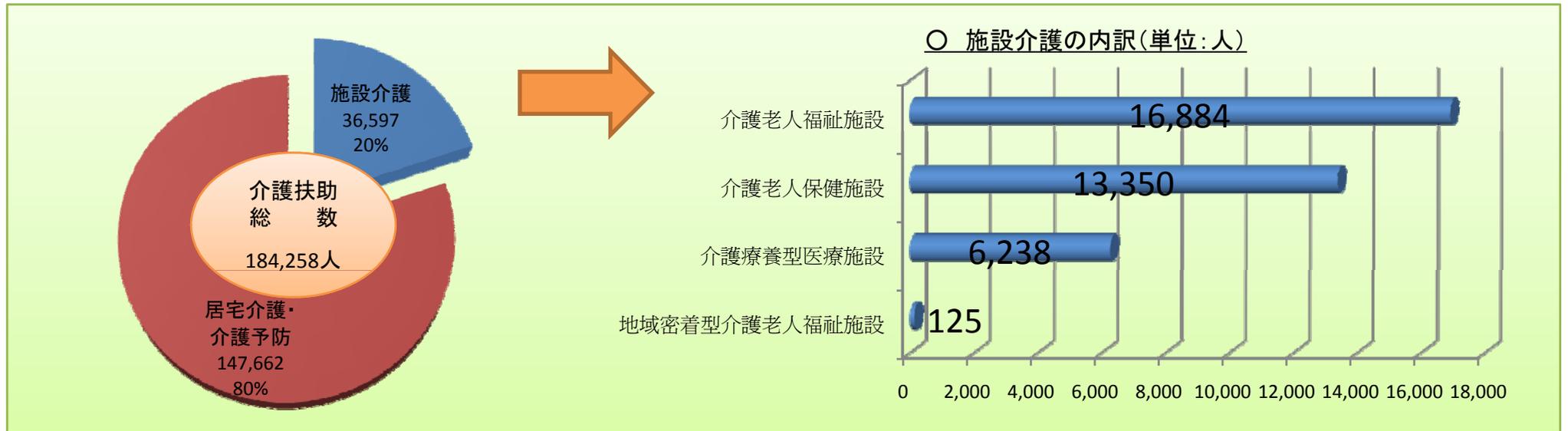
保護受給期間別被保護世帯数の構成比の推移



資料:被保護者全国一斉調査

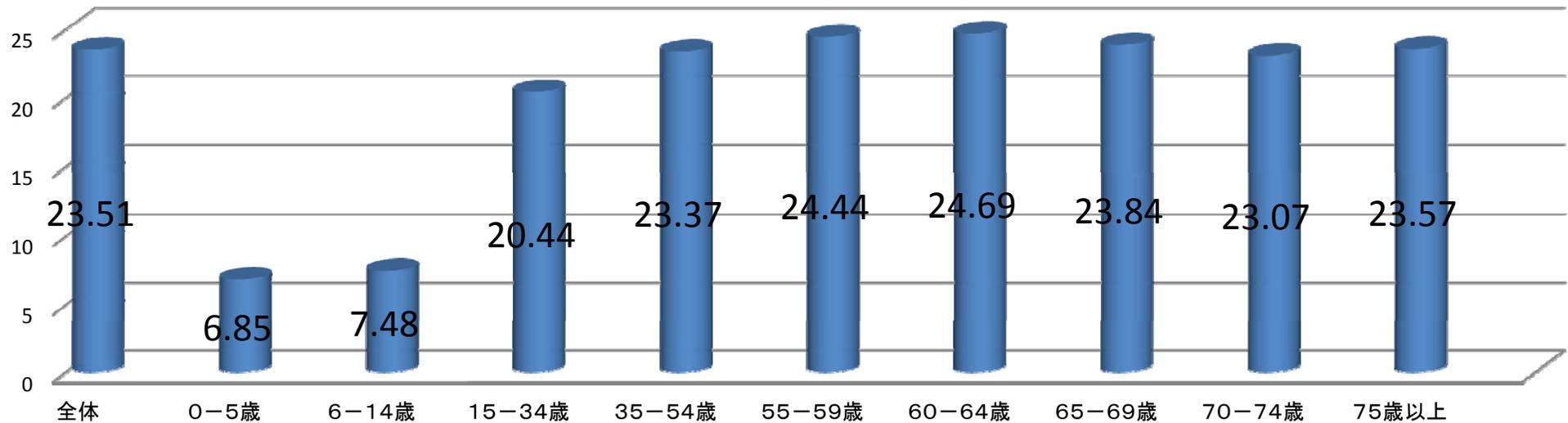
施設介護者数・平均入院日数

介護扶助の内訳(平成19年度 1か月平均)



資料:平成19年度社会福祉行政報告例

年齢別平均的入院日数(単位:日)



資料:厚生労働省「第54回医療扶助実態調査(診療内容調査)、平成18年度」より算出

福祉事務所の概要①

※ 厚生労働省ホームページより引用

○福祉事務所とは

福祉事務所とは、社会福祉法第14条に規定されている「福祉に関する事務所」をいい、福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を司る第一線の社会福祉行政機関。都道府県及び市（特別区を含む。）は設置が義務付けられており、町村は任意で設置することができる。

1993年4月に老人及び身体障害者分野での施設入所措置事務等が都道府県から町村へ移譲され、また、2003年4月には、知的障害者福祉等に関する事務が市町村に移譲されたことから、都道府県福祉事務所では、従来の福祉六法から福祉三法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法）を所管することとなった。

○福祉事務所の設置状況（平成20年4月現在）

設置主体の区分	都道府県	市	町村	計
箇所数	228	989	20	1,237

※ 市には指定都市及び特別区を含む。

○主な配置職員

福祉事務所には、社会福祉法第15条に基づいて、次の職員が配置されている。このほか、老人福祉の業務に従事する社会福祉主事、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司などが配置されている福祉事務所がある。

所員等	職務
1. 所の長	都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）の指揮監督を受け、所務を掌理する。
2. 指導監督を行う所員（社会福祉主事）	所の長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督を司る。
3. 現業を行う所員（社会福祉主事）	所の長の指揮監督を受けて、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要性の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務を司る。

福祉事務所の概要②

○所員の定数

※ 厚生労働省ホームページより引用

福祉事務所の所員の定数は、地域の実情にあわせて条例で定めることとされている。ただし、現業を行う所員の数については、各福祉事務所の被保護世帯の数に応じて、次に掲げる数を標準として定めることとされている。

設置主体の区分	現業員標準定数	標準定数に追加すべき定数
都道府県	被保護世帯が390以下の場合 6	65を増すごとに 1
市(特別区)	被保護世帯が240以下の場合 3	80を増すごとに 1
町村	被保護世帯が160以下の場合 2	80を増すごとに 1

○現業員の状況

	昭和55年	12年	14年	15年	16年
福祉事務所数	1, 162	1, 200	1, 198	1, 212	1, 225
現業員数	10, 416	10, 102	10, 847	11, 408	11, 944
標準数	9, 562	9, 283	10, 725	11, 534	12, 210

○行っている証明事務の例

生活保護受給証明書により証明する例	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第14条第3項 ・公営住宅法施行令第6条第5号 など
福祉事務所の印により証明する例	<ul style="list-style-type: none"> ・NHK受信料免除の放送受信契約 ・自治体独自で様式を作成し、証明する場合(水道料金減免、ごみの有料化) など

※ なお、上記証明にかかる手数料は、特段通知などはないが生活保護を受給していることから条例により免除としている自治体が多い。

個人情報保護法の概要

(内閣府HPより作成)

【目的】 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること。

【効果】 個人情報取扱事業者となった事業者には、下記の義務及び措置が発生する。

①利用目的の特定、利用目的による制限

⇒ 利用目的をできる限り特定し、当該目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

②適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等

⇒ 偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはならない。

⇒ 個人情報を取得したときは、本人に速やかに利用目的を通知又は公表する。

③正確性の確保

⇒ 個人データ（個人情報データベース等を構成する個人情報）を正確かつ最新の内容に保つよう努める義務

④安全管理措置

⇒ 個人データの漏えいや滅失を防ぐために、必要かつ適切な安全管理措置を講じる義務

⇒ 安全に個人データを管理するために、従業員に対し必要かつ適切な監督を行う義務

⇒ 個人データの取扱いについて委託する場合、委託先に対し必要かつ適切な監督を行う義務

⑤第三者提供の制限

⇒ あらかじめ本人の同意を得ないで、他の事業者など第三者に個人データを提供してはならない。

⇒ 本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、一定の事項をあらかじめ通知等しているときは、本人の同意を得ずに第三者提供することが可能（オプトアウトの仕組み）。

⑥開示、訂正、利用停止等

⇒ 保有個人データの利用目的、開示等に必要な手続、苦情の申出先等について本人の知り得る状態に置く義務等

⑦苦情の処理

⑧違反に対する措置

義務規定に違反し、不適切な個人情報の取扱いを行っている場合には、所管の主務大臣が、必要に応じて、事業者に対し勧告、命令等の措置をとることができる。当該命令に従わなかった場合に、罰則の対象となる（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）。

適正・安全な管理

○ 個人データ内容の正確性の確保（第19条）

利用目的の範囲内で、個人データの正確性・最新性を確保することが必要。

具体的な措置

- ・ 個人データ入力時の照合・確認手続の整備
- ・ 記録事項の更新
- ・ 保存期間の設定等 等

○ 安全管理措置（第20条）

個人データ漏えい、改ざん、滅失の危険にさらされることのないよう技術的保護措置、組織的保護措置が必要。

具体的な措置

- ・ セキュリティ確保のためのシステム・機器等の整備
- ・ 事業者内部の責任体制の確保（個人情報保護管理者の設置、内部関係者のアクセス管理等）等

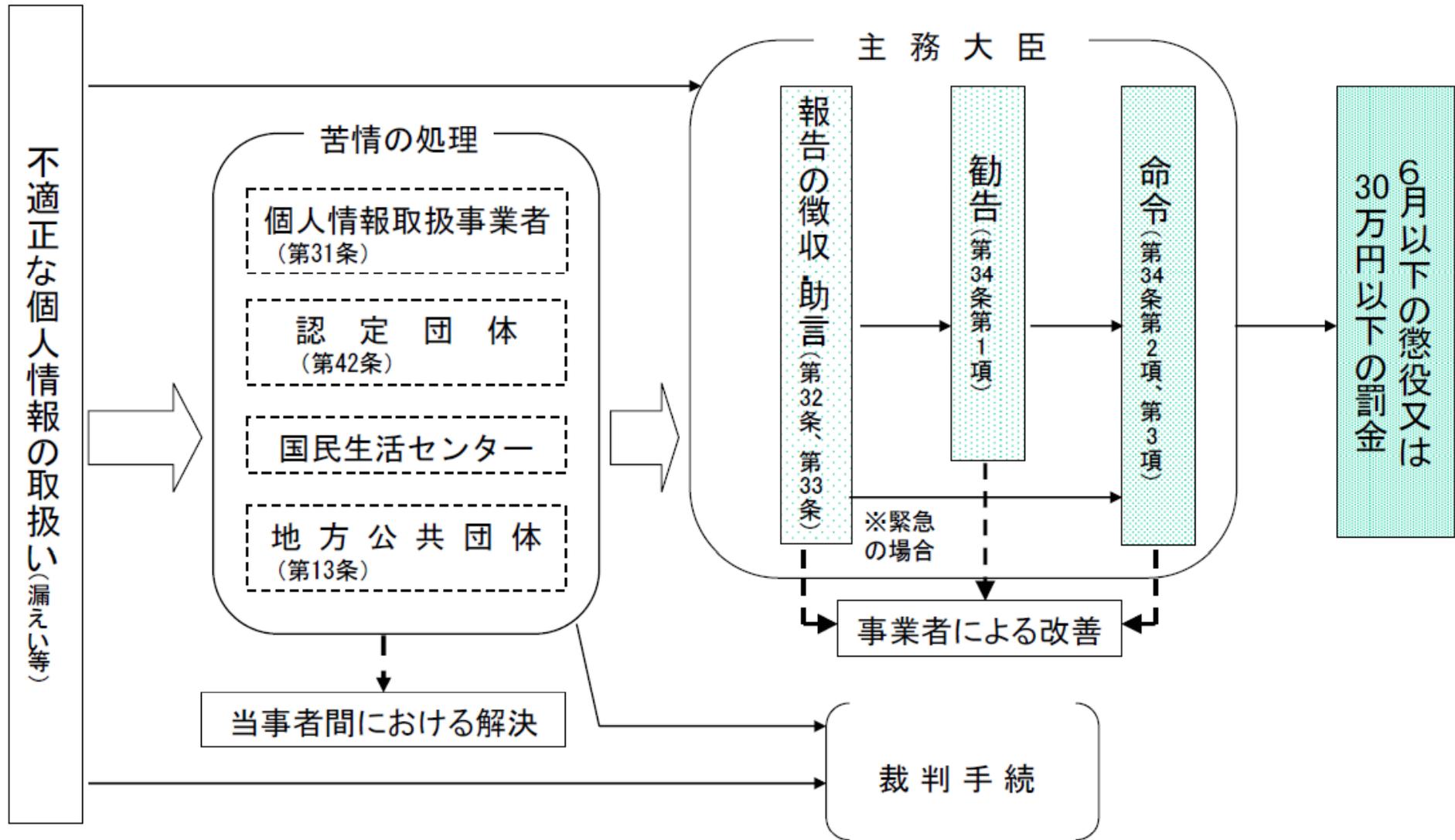
○ 従業員・委託先の監督（第21、22条）

個人データの安全管理が図られるよう、従業員及び委託先に対して監督を行うことが必要。

具体的な措置

- ・ 個人情報保護意識の徹底のための教育研修等の実施
- ・ 個人情報保護措置の委託契約内容への明記
- ・ 再委託の際の監督責任の明確化 等

実効性担保の仕組み



プライバシーマーク制度の概要

○プライバシーマーク制度の概要

プライバシーマーク制度とは、事業者が個人情報の取扱いを適切に行う体制等を整備していることを認定し、その証として“プライバシーマーク”の使用を認める制度で、次の目的を持つ。

- ・ 消費者の目に見えるプライバシーマークで示すことによって、個人情報の保護に関する消費者の意識の向上を図ること
- ・ 適切な個人情報の取扱いを推進することによって、消費者の個人情報の保護意識の高まりにこたえ、社会的な信用を得るためのインセンティブを事業者に与えること

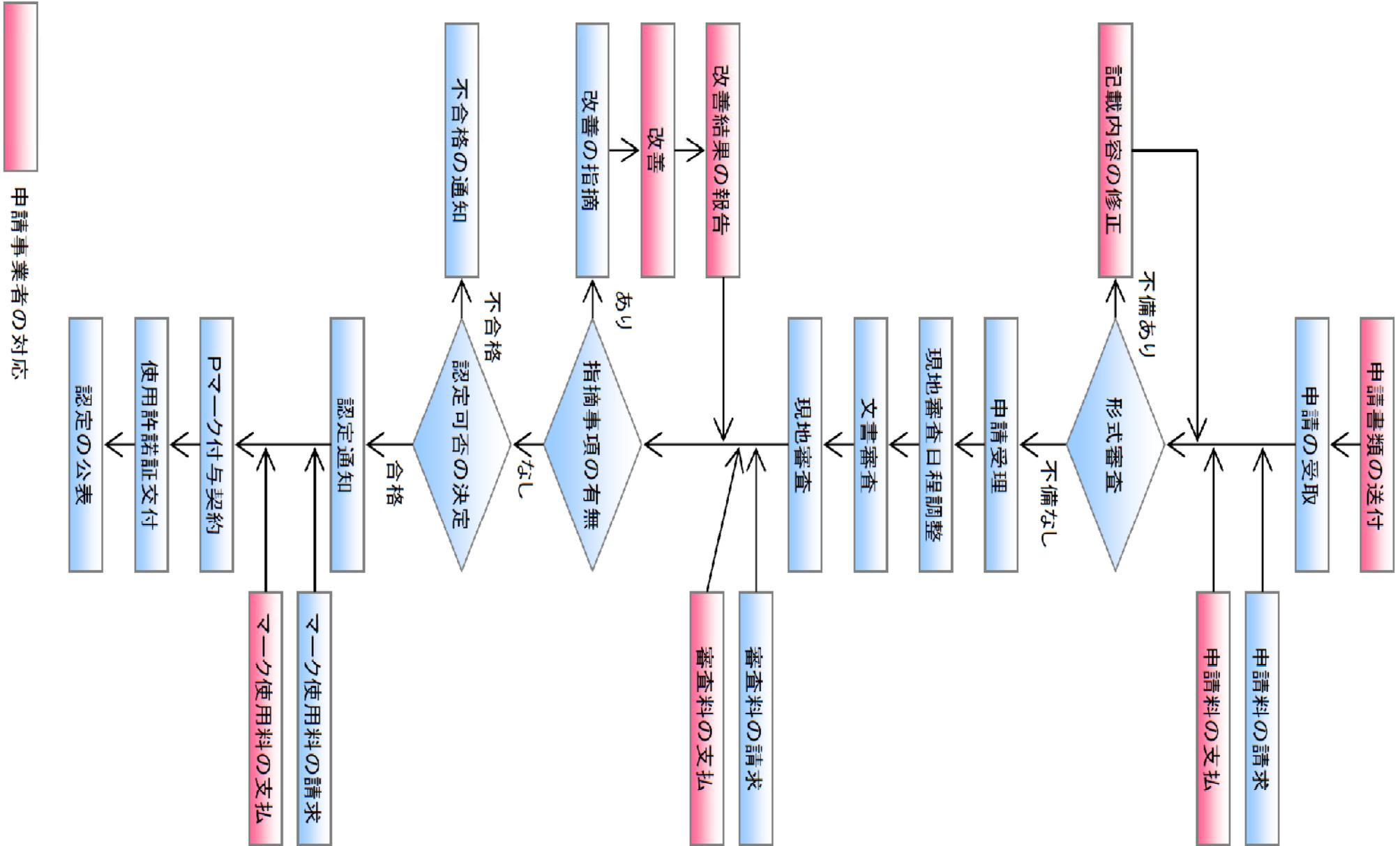
プライバシーマークの認定は、法律の規定を包含する日本工業規格JIS Q 15001（個人情報保護マネジメントシステム—要求事項）に基づいて第三者が客観的に評価する制度であることから、事業者にとっては法律への適合性はもちろんのこと、自主的により高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立し、運用していることをアピールする有効なツールとして活用することが期待されている。

○プライバシーマーク認定事業者数（平成20年11月18日現在）

使用許諾事業者	9,826社	→ (内数)		
中止事業者	729社		製造業	1,222社
取消し事業者	0社		運輸・通信業	387社
			サービス業	7,049社

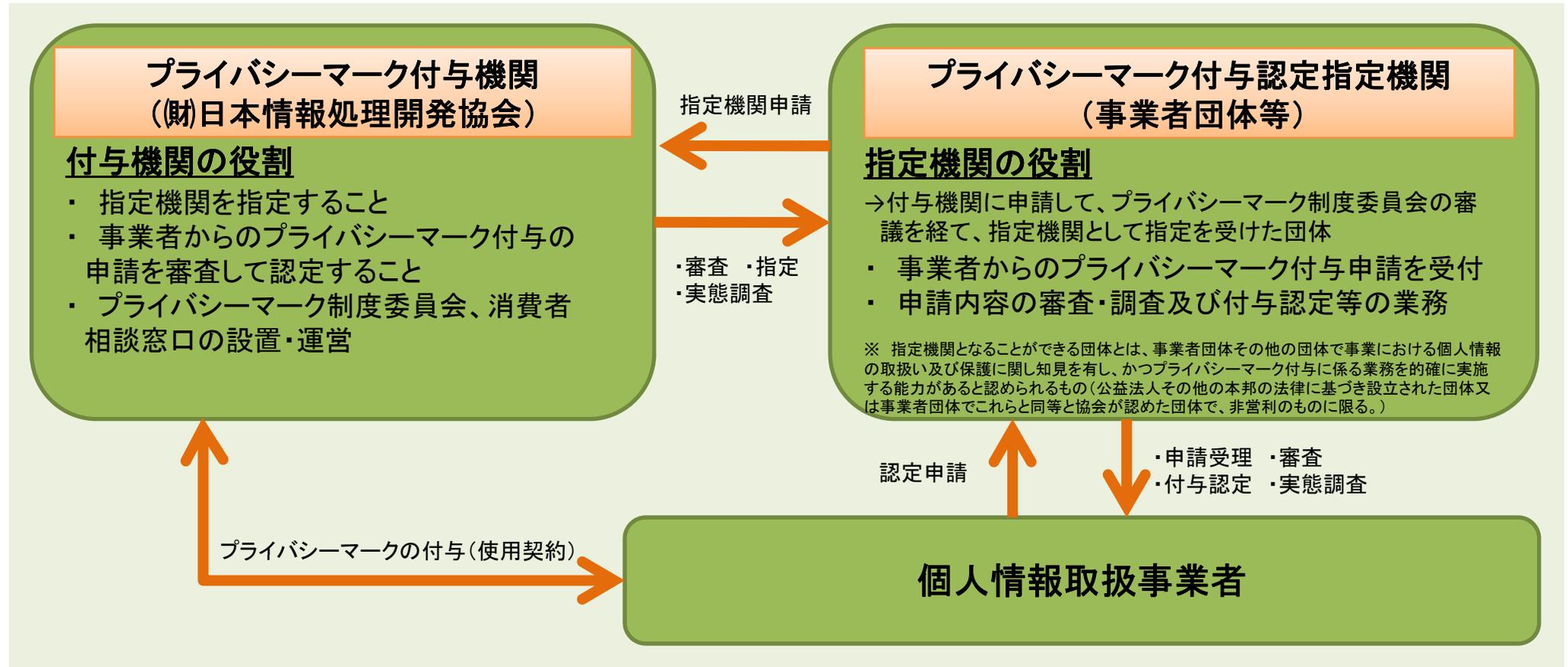
○財団法人日本情報処理開発協会 プライバシーマーク事務局サイト／プライバシーマーク制度ページより抜粋
http://privacymark.jp/privacy_mark/about/outline_and_purpose.html
http://privacymark.jp/certification_info/index.html

プライバシーマークの申請方法



プライバシーマークの実施体制について

○ 実施体制のイメージ



○ 付与認定後の実態調査

- ・ 報告要求
付与機関及び指定機関は、プライバシーマーク付与認定事業者から、必要に応じて個人情報の取扱いに関する監査の報告を求めることがある。
- ・ 立入調査
報告を受けた付与機関又は指定機関は、プライバシーマーク制度の運用に必要な範囲内で当該事業者に対して、立ち入り調査を求めることがある。
- ・ 改善勧告等
実態調査の結果、プライバシーマーク制度の運用に問題があった事業者に対して、プライバシーマーク制度委員会における審議に基づいて、改善の勧告・要請、プライバシーマーク付与認定の取消を行うことがある。

個人情報保護関係の参照条文(①申請前後)

(参考) 個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)

(利用目的の特定)

第15条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的 (以下「利用目的」という。) をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2・3 [略]

(取得に際しての利用目的の通知等)

第18条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面 (電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。) に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4・5 [略]

(第三者提供の制限)

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2～4 [略]

5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

個人情報保護関係の参照条文(②申請後)

(参考) 個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)

(報告の徴収)

第32条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

(助言)

第33条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第34条 主務大臣は、個人情報取扱事業者が第16条から第18条まで、第20条から第27条まで又は第30条第2項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第16条、第17条、第20条から第22条まで又は第23条第1項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(主務大臣の権限の行使の制限)

第35条 主務大臣は、前三条の規定により個人情報取扱事業者に対し報告の徴収、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第50条第1項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(主務大臣)

第36条 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち特定のものについて、特定の大臣又は国家公安委員会（以下「大臣等」という。）を主務大臣に指定することができる。

一 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等

二 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等

2 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

3 各主務大臣は、この節の規定の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

自治体の証明事務の手数料について

○ 手数料徴収について

手数料の徴収については、普通地方公共団体の議会で議決し（地方自治法第96条）、条例でこれを定めることになっている（同228条）。また、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務については、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない（同228条）。

○ 各証明事務手数料例

証明書の種類	手数料
戸籍全部事項証明書	450円
戸籍記載事項証明書	350円
住民票の写し(全部・一部)	300円程度
住民票記載事項証明書	300円程度
印鑑登録証明書	300円程度

○ 政令により標準額が決められているもの
戸籍法上の証明事務については、政令により標準額が定められている。

○ 政令により標準額が決められていないもの
地方公共団体が、条例により独自で手数料の額を設定している。

○ 生活保護受給者の証明事務手数料

市町村では手数料の減免に関する規定をおいているところが多くある。厚生労働省などから特段通知などは出しておらず、条例により独自に決めている。減免の範囲は市町村によりまちまちである。

(参考条文)

○ 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令 (平成十二年政令第十六号)

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

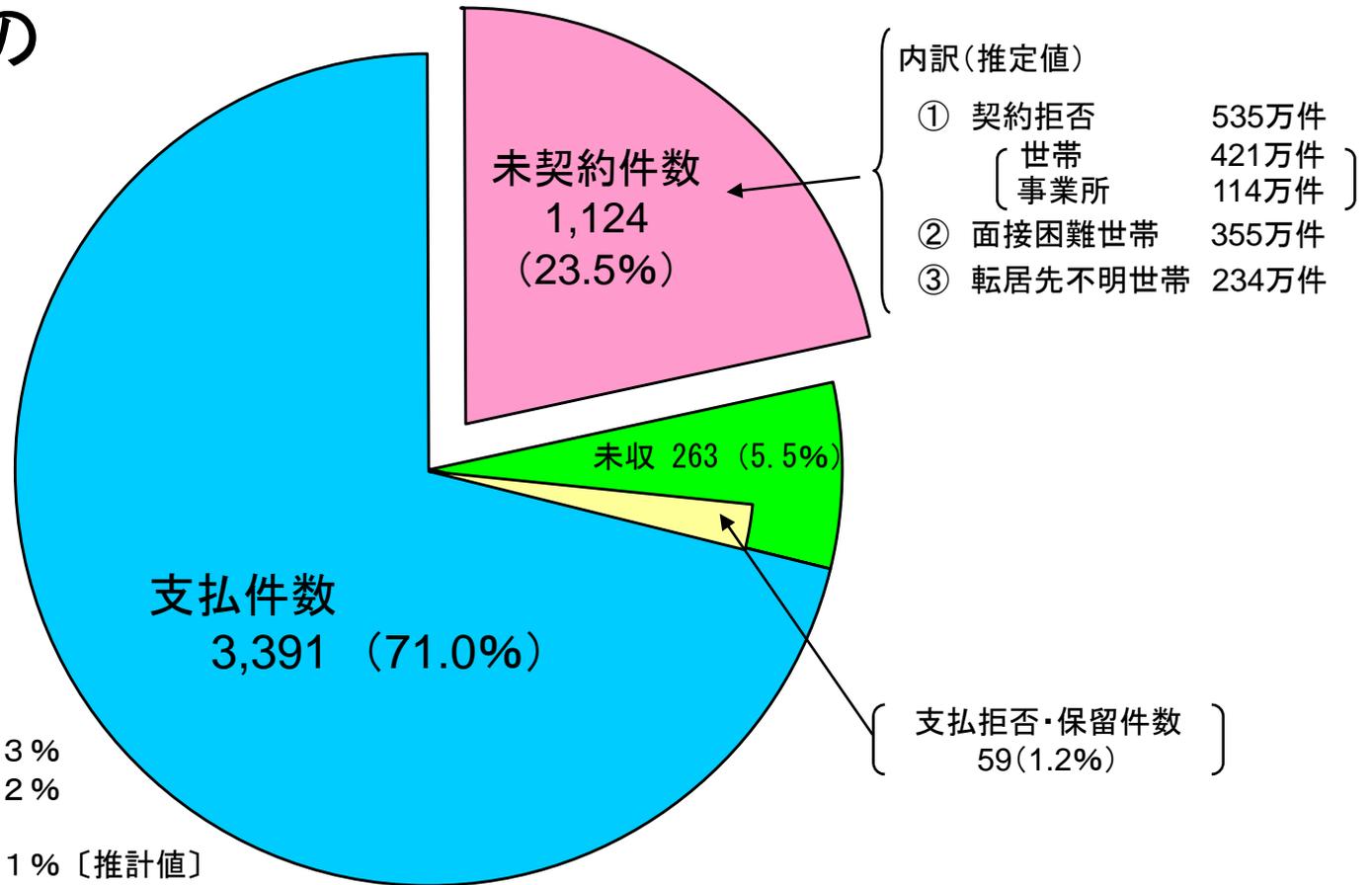
八 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項及び第十条の二第一項から第五項まで（これらの規定を同法第十二条の二において準用する場合を含む。）、第四十八条第一項及び第二項（これらの規定を同法第一百七十七条において準用する場合を含む。）、第二百十条第一項並びに第二百二十六条の規定に基づく戸籍に関する事務	1 戸籍法第十条第一項、第十条の二第一項から第五項まで若しくは第二百二十六条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第二百十条第一項若しくは第二百二十六条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	一通につき四百五十円
	5 戸籍法第四十八条第一項（同法第一百七十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第四十八条第二項（同法第一百七十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二百二十六条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	一通につき三百五十円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、一通につき千四百円）

受信契約等の現状

平成20年9月末の 受信契約数 (万件)

総契約対象件数
4,778万件

うち、事業所を除く総契約対象
世帯：4,448万世帯
(総世帯数5,092万世帯※のうち、
免除世帯等を除いた推計値)
※平成20年9月末推計値



[年金・税に係る徴収率]

- 国民年金 (H18年度) 66.3%
- 国民健康保険 (H17年度) 90.2%
- 税金関係 (H17年度)
- ・国 税 98.1% [推計値]
- ・道府県税 98.9%
- ・市町村税 98.2%

契約率及び支払率の推移

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
契約率	81.7	81.5	81.2	80.8	80.7	80.3	79.8	78.4	76.8	76.3	76.4
支払率	79.3	79.1	78.8	78.4	78.3	77.8	77.2	72.1	69.2	70.0	70.8

受信契約単位の概要

○ NHK放送受信規約(協会が作成し、総務大臣が認可)等において、NHKが契約の単位を規定。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">契約の単位</p>	<p>《原則》 「世帯」ごと → 住居および生計をともにする者の集まり 等</p>	<p>《事業所等住居以外の場所》 「設置場所」ごと → 部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">放送受信規約</p>	<p>第2条 放送受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する2以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。 3 第1項に規定する世帯とは、住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいい、世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす。</p>	<p>第2条 2 事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、前項本文の規定にかかわらず、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。 4 第2項に規定する受信機の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">具体事例</p>	<p>同一敷地内の別住居(母屋とはなれ) 同一生計であれば、母屋と併せて1の契約(生計が別の場合には、別の契約が必要) ※ 「料金事務の取り扱い」(注)において、同一邸内の隠居所等で同一生計の場合は、1の住居とみて、1の契約とすることができる旨を規定。</p> <p>別荘 本宅とは別の契約(住居ごとの契約)が必要 ※ 「同一の世帯に属する2以上の住居」(規約 § 2 I 但書)に該当。</p> <p>カーナビ、ワンセグ携帯 カーナビ、ワンセグ携帯のみ保有している場合(家庭に受信機がない場合)には、独立した契約が必要。 ※ 「受信機」には、携帯用受信機、自動車用受信機でNHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備を含む(規約 § 1 II)。なお、同一の住居等に2以上の受信機が設置される場合は、1の放送受信契約とすることができる。</p>	<p>講堂やデパート売場 通路で囲まれた一定の区域ごとの契約 ※ 「料金事務の取り扱い」において、通常の部屋の範囲を超える大きさの講堂やデパート売り場の「設置場所」は、通路で囲まれた区域を、部屋に「準ずるもの」とする旨を規定。</p> <p>観光バスの車内テレビ バスごとの契約 ※ 受信機の設置場所の単位として、「自動車」(規約 § 2IV)に該当。</p> <p>理髪店・小規模工場などの店内・作業場 店内・作業場に接続している住居と併せて1の契約 ※ 住居に接続して店舗部分等があるが、建物の構造・営業の規模等からみてそれらを世帯の1の住居に属するものとみなし、(住居において既に受信契約を締結している場合)1の契約とすることができる。</p>

(注)「料金事務の取り扱い」…「放送受信規約および放送受信規約取扱細則に関する料金事務の取り扱い」(放送受信規約及び同取扱細則の取り扱いについて規定するNHKの内部規程。)

受信料免除制度の概要

- 1 受信料の免除制度は、社団法人日本放送協会が大正15年当時から、学校、社会福祉施設等を対象に実施。
- 2 昭和25年のNHK発足時においても、放送の普及、国民福祉等のため受信料免除制度を創設。
- 3 昭和53年以降は、国会の附帯決議等を受け、NHKの負担軽減を図るために免除措置を順次廃止。

1 全額免除	<p><施設関係></p> <ul style="list-style-type: none">・ 学校 (小中学校等の教室)・ 社会福祉施設 (生活保護施設、児童福祉施設、母子福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設、身体障害者福祉施設、知的障害者福祉施設、婦人保護施設、更生保護事業施設、その他の社会福祉施設) <p>※平成12年12月の受信料免除基準の変更(大臣認可)により、社会福祉施設の明確化を実施。</p> <p><個人></p> <ul style="list-style-type: none">・ 公的扶助受給者、身体障害者、社会福祉事業施設入所者、市町村民税非課税の重度の知的障害者、災害被災者
2 半額免除	<p><個人></p> <ul style="list-style-type: none">・ 視覚・聴覚障害者、重度のし体不自由者、重度の戦傷病者 <p>※施設関係の対象はない</p>

(日本放送協会受信料免除基準に基づき作成)

(参考)

○放送法(昭和25年法律第132号)

(受信契約及び受信料)

第32条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。)若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2 協会は、あらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

3 協会は、第1項の契約の条項については、あらかじめ郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

○放送法施行規則(昭和26年電波監理委員会規則第10号)

(受信料免除基準の認可申請)

第4条 法第32条第2項の認可を受けようとするときは、申請書に左に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 1 受信料免除の基準
- 2 受信料免除の理由
- 3 受信料の免除が事業収支に及ぼす影響に関する計算又は説明
- 4 実施しようとする期日

○日本放送協会放送受信規約(抜粋)

(放送受信料の免除)

第10条 放送法第32条第2項の規定に基づき、別に定める放送受信料免除の基準に該当する放送受信契約については、申請により、放送受信料を免除する。ただし、災害被災者の放送受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することがある。

○ 受信料免除件数と免除額(平成20年度末)

区 分	契約総数	地上契約	衛星契約	特別契約	免除額(千円)
契 約 件 数	2,049,761	1,702,385	347,338	38	29,596,972
1. 全額免除	1,478,438	1,382,388	96,030	20	24,697,271
(1) 社会福祉施設	212,252	184,794	27,455	3	3,741,488
(2) 学校	607,699	592,249	15,450	0	10,161,240
(3) 公的扶助受給者	440,411	423,591	16,813	7	7,225,295
(4) 市町村民税非課税の障害者	198,795	164,183	34,603	9	3,239,719
(5) 社会福祉事業施設入所者	19,281	17,571	1,709	1	329,529
2. 半額免除	571,323	319,997	251,308	18	4,899,701
(1) 視覚・聴覚障害者	160,216	92,741	67,467	8	1,604,512
(2) 重度の障害者	403,004	223,460	179,536	8	3,204,823
(3) 重度の戦傷病患者	8,103	3,796	4,305	2	90,366

(注) 平成20年10月1日から障害者の方に対する受信料免除の適用範囲拡大を実施します。

(日本放送協会「日本放送協会平成20年度収支予算、事業計画及び資金計画に関する資料」より抜粋)

生活保護世帯がNHK受信料の免除を受けるための手順

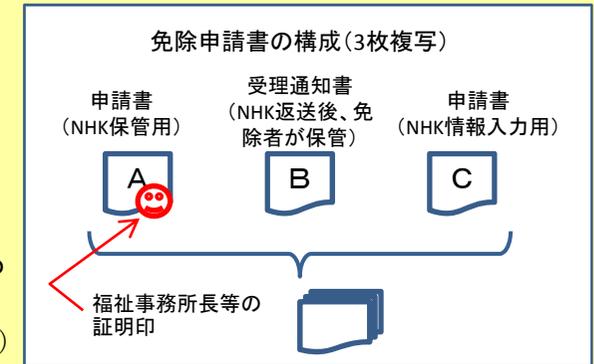
○ 概要

(NHK放送受信料免除基準)

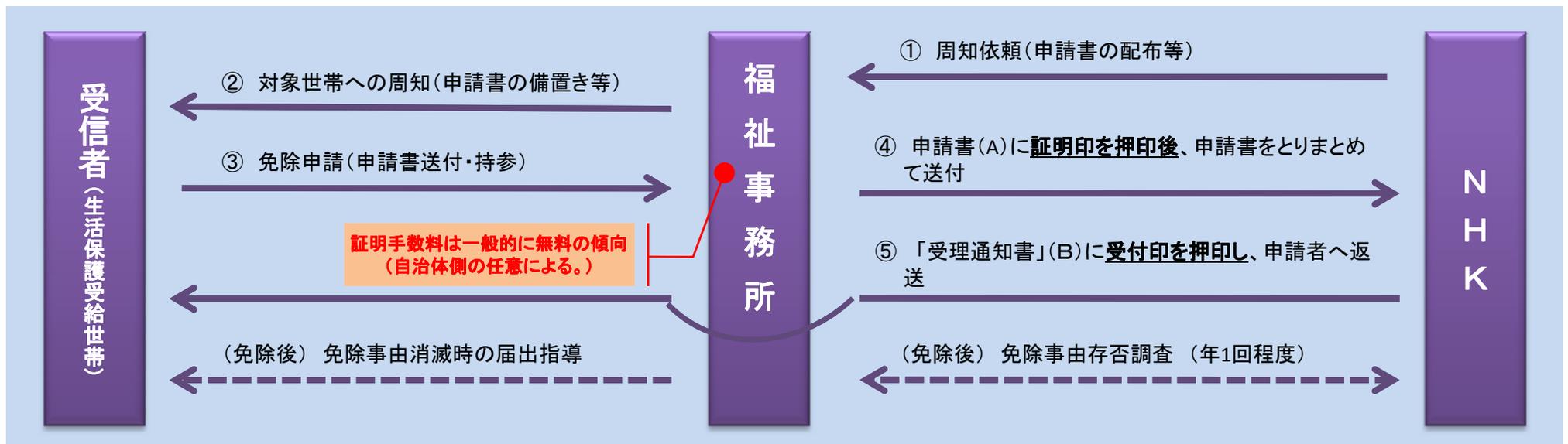
- ・ NHKの放送受信料免除基準により、生活保護法に規定する扶助を受ける者は、受信料の支払を免除される。
(福祉事務所は、申請者が免除申請を行うに当たって、行政サービスの一環として、申請者の求めにより、当該者が生活保護法に規定する扶助を受ける者であることの証明を行っている。)

(福祉事務所の協力)

- ・ 福祉事務所は、NHKからの協力依頼により、生活保護受給世帯がNHKの受信料を免除されることを周知するとともに、下記のNHKの受信料免除に関する事務に協力を行っている(福祉事務所側の任意)。
 - a. 免除証明 (申請者等が住民票上実在しているか、申請者等が生活保護法の扶助を受けているかを確認、証明する。)
 - b. 免除事由存否調査への協力 (NHKから、年1回程度、免除事由(a)が継続しているかの確認依頼がある。)



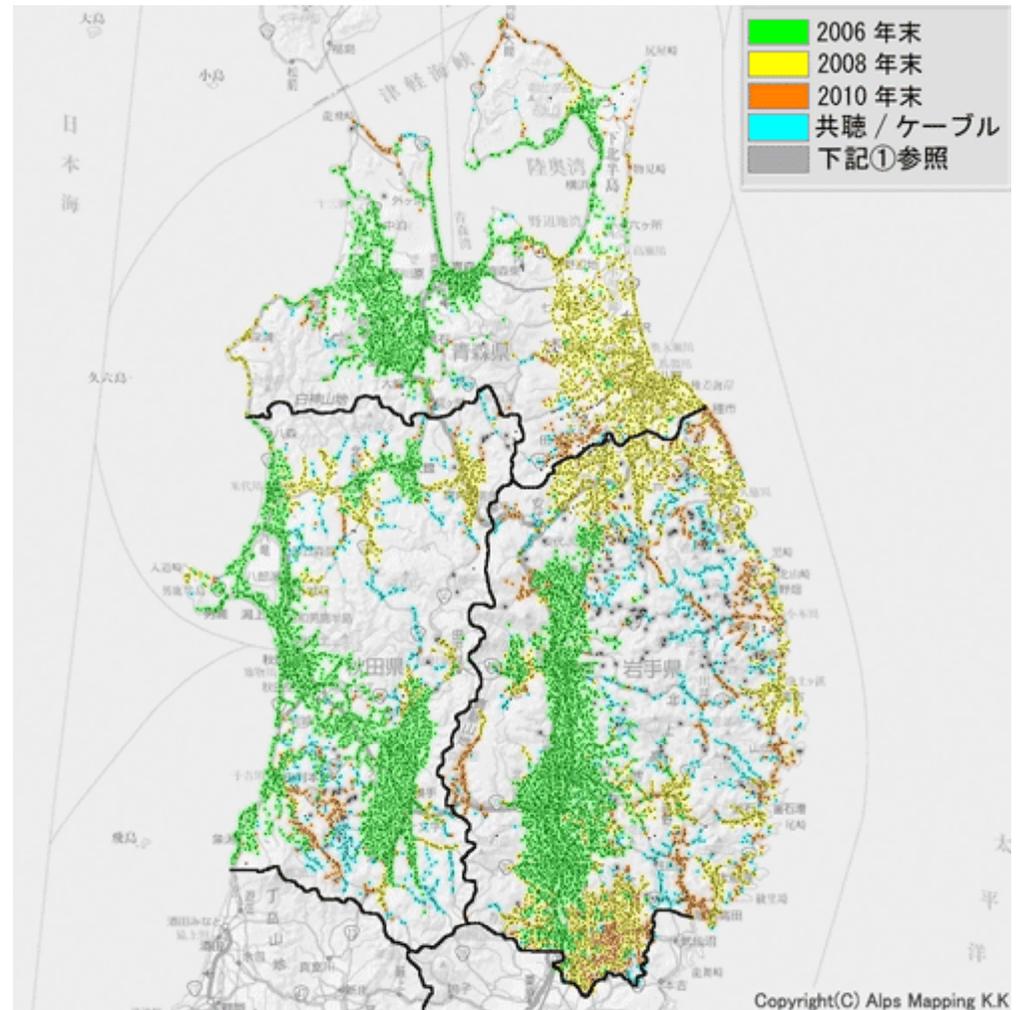
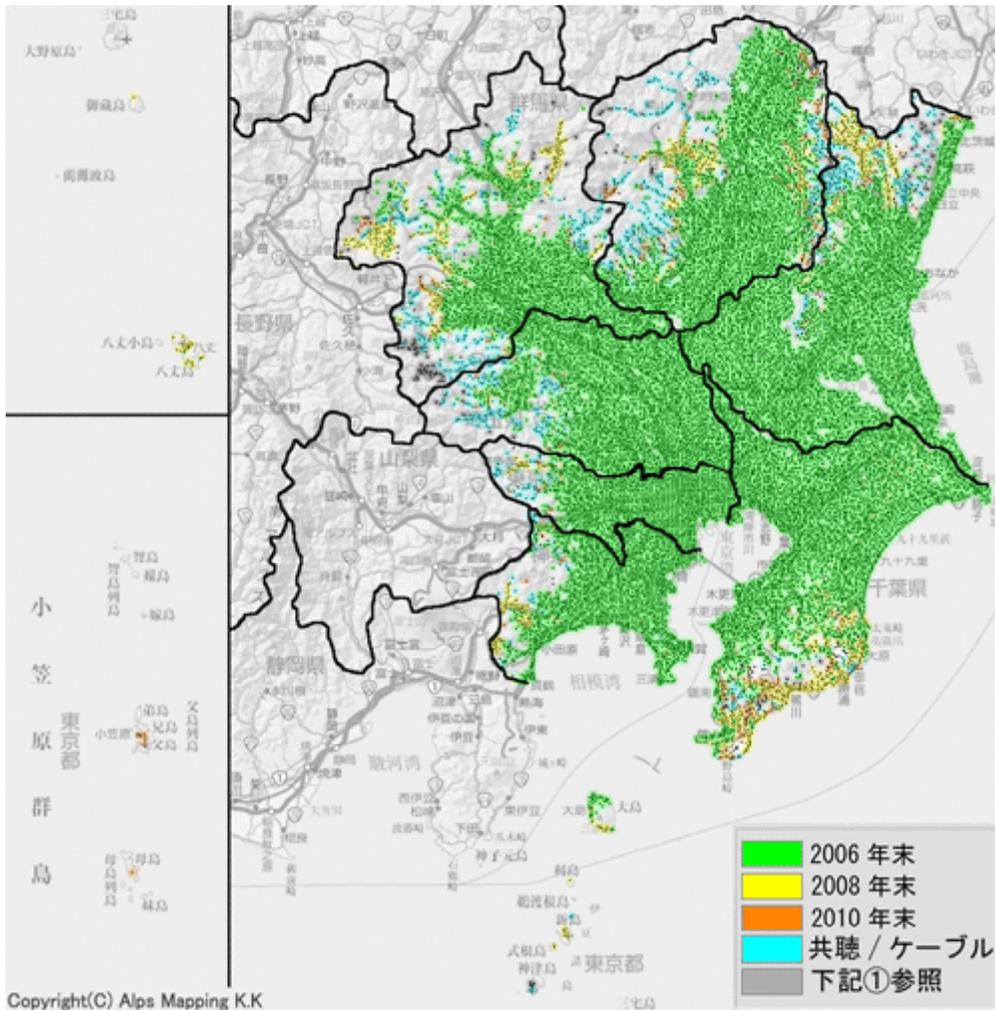
○ 申請手続のイメージ



- ※1 ④の手続について、福祉事務所等経由ではなく、申請者⇄NHKで直接申請を行う場合もある。
- ※2 「受理通知書」の紛失等による再発行は、現在は行っていない。
- ※3 第三者に対する免除に係る「証明書」発行は、現在は行っていない。

地上デジタルテレビ放送のエリアの目安

(Dpa「中継局ロードマップ～エリアのめやす～」より転載)



	2006年末	2008年末	2010年末	共聴/ケーブル
神奈川県	97.9%	99.3%	99.7%	0.3%

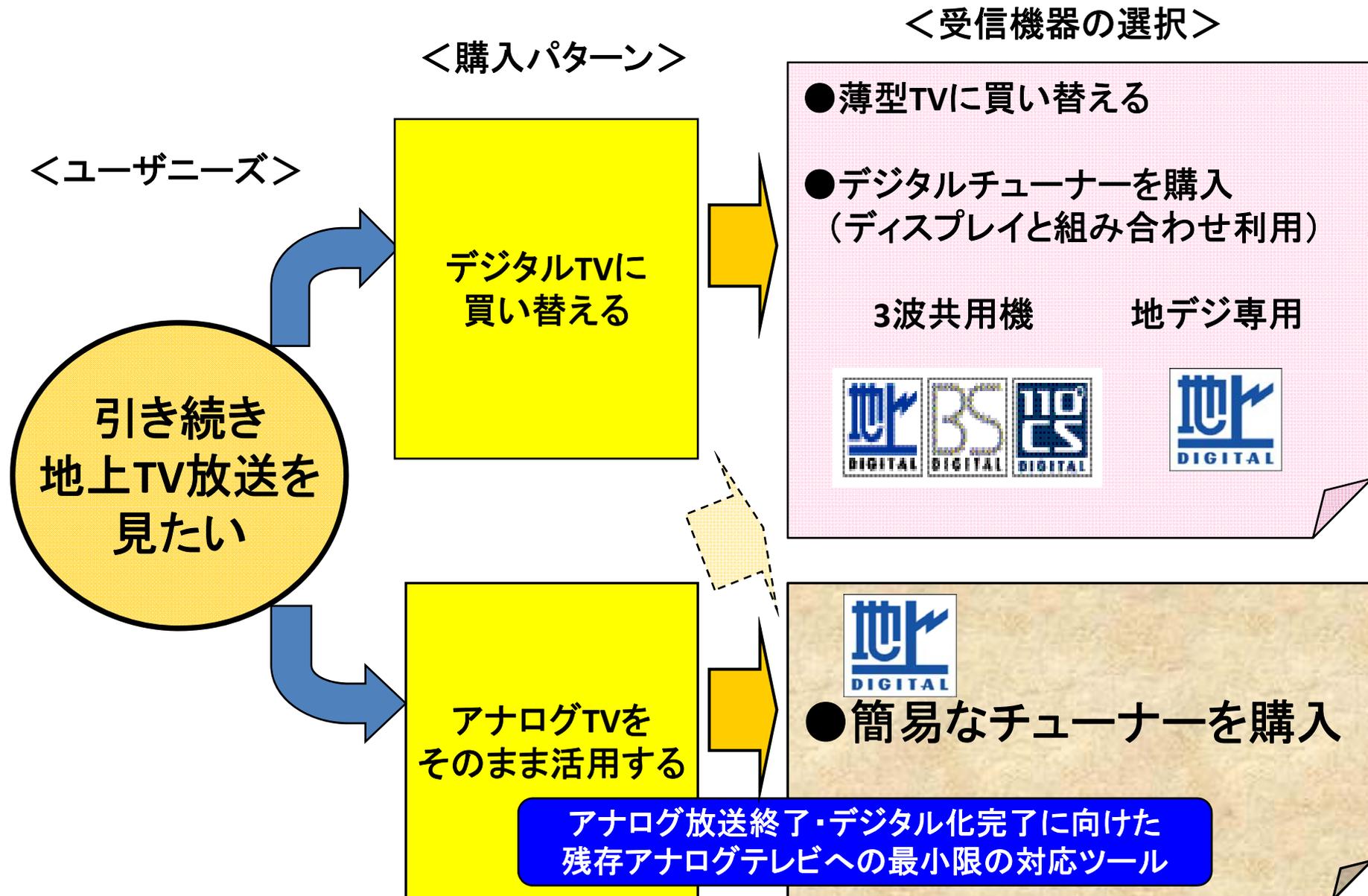
	2006年末	2008年末	2010年末	共聴/ケーブル
岩手県	60.0%	85.4%	96.6%	3.1%

- (1): アナログ放送が良好に受信できない地域
- (2): カバー率はアナログ受信世帯数(共聴等を含む)に対するデジタル受信可能世帯数の比。但し、電波でのカバー率はシュミレーションで求めたものであるため若干の誤差を含む場合があります

- (3): 図中の黒小点は受信世帯のある場所(集落等)を表します
- (4): 受信アンテナの設置状態等により受信状況が図と異なる場合があります
- (5): 先行中継局のカバー状況により実際の中継局設置は異なる場合があります
- (6): 中継局設置状況の詳細については、「中継局リスト」を参照してください

簡易チューナーの機能等に関する検討結果（仕様）

(1) 簡易なチューナーの位置付けイメージ



(2)必要最小限の仕様ガイドライン

- ①映像デコード(NTSC変換)
- ②音声 ステレオ/ニカ国語
- ③コンポジットビデオ出力/ステレオ・音声出力 1系統
- ④字幕・文字スーパー
- ⑤エラーメッセージ表示
- ⑥画面表示モード選択機能
- ⑦CASモジュールインタフェース、コピー制御
 - ・デスクランブル機能は必要
 - ・コンポジット出力に対してコピー制御必要
- ⑧周波数変換パススルー対応 (VHF、SHB)
- ⑨ダウンロード(ES)

(参考)仕様検討上、考慮すべき要件

●地デジ機能非搭載テレビの継続利用ニーズに対応

※対象テレビは、地上デジタルチューナーを搭載していない
「ハイビジョン非対応のアナログテレビ」を想定

●アナログテレビ利用時とあまり違和感なく視聴を実現するための仕様/機能に配慮する

●2011年7月へ向けた残存アナログテレビへの対応の観点から、最小限必要な機能とする

●ただし、受信機メーカーの商品企画を拘束しない

受信機の販売価格と推移、外付けチューナーの販売価格 (20/11/21現在)

(1) 薄型テレビ



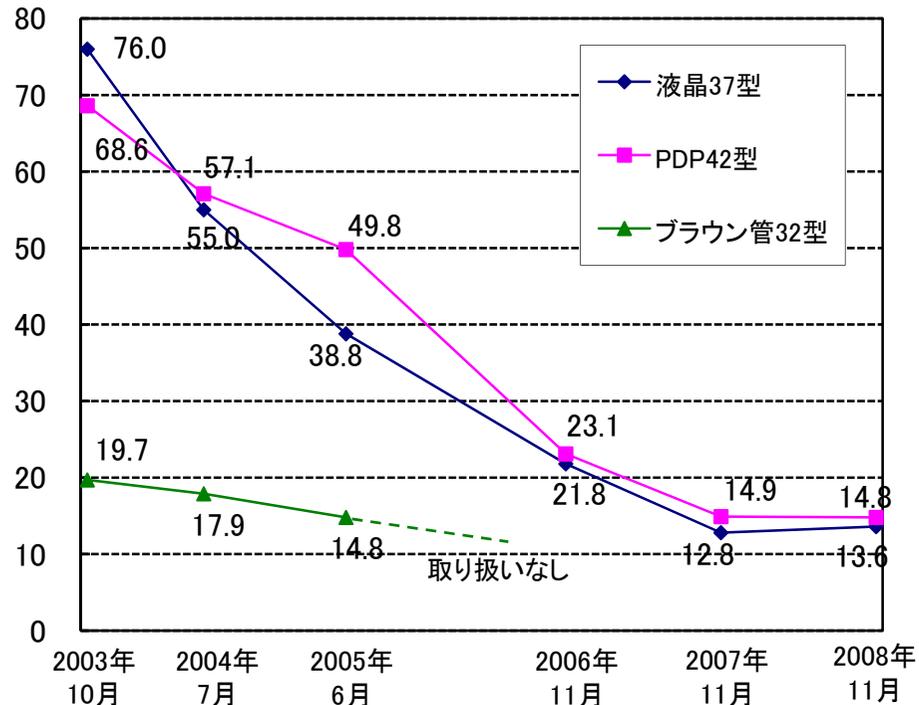
販売価格の例

液晶15型	液晶20型	液晶26型	液晶32型
約4.0万円	約5.5万円	約6.5万円	約8.0万円

※大手量販店のネット販売価格

価格(万円)

価格推移の例



※大手量販店のネット販売価格

(2) 外付けチューナー



低価格チューナーの例

発売元	機種※1		販売価格※2 [円]	発売時期
	ハイビジョン	データ放送		
A社	×	△ EPGのみ対応	9,980	2008/8
B社	○	×	9,980	2008/10
C社	○	△ EPGのみ対応	10,492	2008/5
D社	×	△ EPGのみ対応	13,193	2008/6
E社	○	×	13,798	2007/10

※1 全機種地上デジタル放送専用機

※2 価格ドットコムによる最安価格(送料込) 又は一部小売店価格

一般的な「給付」と「貸与」(リース・レンタル)の比較

「リース取引」(狭義)とは・・・

「ノン・キャンセラブル」(中途解約不能)、「フルペイアウト」(リース対象物品の購入価額、金利、税金、保険料等の物品の取得に伴う諸費用の概ね全額を、リース料によって回収すること)という2つの要件を満たす特殊な賃貸借契約(ファイナンス・リースという。)

「レンタル取引」とは・・・

一般的な意味での賃貸借契約。多くのユーザーに繰り返し賃貸し、最終的には中古市場において物品の売却を想定しているため、汎用性が高く、中古市場が発達している自動車や、パソコン等に物品が限定される傾向がある。

比較項目	給付	貸与(リース)	貸与(レンタル)
物件の所有者	ユーザー	リース会社	レンタル会社
物件の保守管理	ユーザー ※ 通常、1年間のメーカー保証が付帯する。	ユーザー ※ 別途メーカーと保守管理契約を締結することとなる。 ※ 特約がある場合はリース会社	レンタル会社
危険負担 (滅失・棄損対応)	ユーザー	ユーザー	レンタル会社
契約期間	—	長期(2~6年程度)	短期(時間、日、週単位等)
途中解約	—	原則不可能 ※ 残リース料の一括払い(違約金)を求められる。	原則可能
契約終了後の取扱い	ユーザーが保有	リース会社へ返却 ※ 廉価での再リースあり。	レンタル会社へ返却
返却コスト	—	ユーザーが負担	ユーザーが負担
その後の廃棄コスト	ユーザーが負担	リース会社が負担	レンタル会社が負担

アンテナ価格及び工事費用

1 アンテナ

- ✦ 通常の受信アンテナ（4千～1万円程度）

【イメージ】



2 ブースター（増幅器）

- ✦ 電波の弱い地域や、マンションなど多くのテレビに電波を分配する際に用いられるテレビ電波を強める機器（数千～1万円程度）

【イメージ】



3 工事費用

- ✦ アンテナ等の設置費用は、取付費のほか、車両費、完了報告費用などがかかるため、通常2～4万円程度。

4 工事全体経費

- ✦ 上記1、2、3から 工事全体の経費は、通常3～5万円程度。